

令和7年度 ひょうご関係人口創出拡大・絆プロジェクト支援業務 仕 様 書

1 委託業務名

令和7年度 ひょうご関係人口創出拡大・絆プロジェクト支援業務（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

人口減少と少子高齢化が進行する県内多自然地域において、地域内の住民による地域づくり活動や地域資源の維持などが困難となる中、外部人材との協働による持続可能な地域づくりに取り組むことが重要である。

このため、県では、関係人口の創出や拡大、取組の深化を図るため、令和2年度からひょうご関係人口案内所（以下、「関係人口案内所」という。）を設置・運営し、関係人口と多自然地域人材のマッチングやコーディネート支援を行なっている。

また、地域だけでは解決できない課題をZ世代の感性や専門的な知識・能力、企業のノウハウ・テクノロジーを活用し、地域と大学、企業等との連携により解決することを目的に「地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト」を令和5年度から展開している。

さらに、令和7年度からは県内外の新たな関係人口の獲得に向けて、Z世代や企業等の参画を促すため、民間の技術やノウハウ、ネットワーク、企画力、集客力等を活かした先導的な関係人口の創出・拡大の実践モデルとなるイベントや連携活動の企画・実施を行う民間サービス連携事業を展開することとした。

本業務は、これらの取組みの推進及び拡大に資する支援を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託金額

9,218,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

(1) ひょうご関係人口案内所の運営

① 相談対応

関係人口案内所の事務局として県内に関係人口案内所の相談窓口を設け、専用電話、問い合わせ先メール等を準備し、次の相談対応を行う。

ア 多自然地域（地域住民・市町）からの相談対応

多自然地域からの外部人材受入の相談を受け付け、地域の状況や要望内容を聞き取るとともに、これまでの「関係人口活用モデル事業（R2～R5）」（以下、「モデル事業」という。）の例などを紹介し、外部人材受入検討の参考となる情報等を提供する。

イ 外部人材（個人・団体・大学・企業等）からの相談対応

モデル事業や、実際に外部人材を受け入れている市町の情報やイベントなどを紹介するほか、必要に応じて相談内容に関係する市町の窓口を案内する。

② 多自然地域の魅力や外部人材募集情報等の発信（市町、地域訪問含む）

市町等から県内多自然地域の情報を収集し、地域資源やイベント、祭り等の地域の活動状況のほか、外部人材の募集情報、関係人口創出・拡大の取組などを発信する。（情報発信のツールは、ホームページや民間サービス、SNS 等を活用する。）

③ コーディネーター派遣

多自然地域からの相談に応じ、外部人材受入のための計画づくりや、現地活動の支援、当日の案内などの受入調整を行うため、多自然地域応援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を派遣する。

なお、原則 1 地域の派遣回数の上限は 3 回とし、先着 5 地区を対象にコーディネーターを派遣する。

④ 関係人口情報の管理・更新

ア 外部人材（関係人口）情報

モデル事業を通じて県が作成した名簿のほか、本委託業務に関連して把握できる関係人口データを収集し、関係人口の総数を把握するほか、関係人口、大学や企業等の属性についても名簿としてデータ整理・更新を行う。

イ 多自然地域の受入れ地区情報

外部人材の受入を行うことができる地域を発掘し、地区一覧を地図及びデータとして整理・更新する。

⑤ 関係人口案内所運営状況の県への報告

案内所の運営・取り組み状況について、毎月 1 回（月初め等）に県へ報告する。

(2) 関係人口普及啓発業務（地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト）

① 普及啓発資料作成

関係人口創出・拡大の必要性や県の支援施策の内容、仕組みなどを知ることができる広報ツールを作成する。各地域等で行う勉強会等で配布できる紙媒体 3,000 部を印刷し納品すること。基本 5 分程度で説明できる 1 枚もの資料とし、両面カラー印刷、サイズは、A3～A4 を想定。

② ブロック別勉強会の開催支援

関係人口に関する知識や県の支援事業について知る機会として県下 4 ブロック（①但馬、②丹波、③西播磨、④淡路）で勉強会を開催する。対象は、関係人口の受け入れ地域や関係市町の職員、コーディネーター等とし、参加者同士の交流の場となることを期待する。

会場は、県または行政施設等、参加者数は 20 名～40 程度を想定しているが、現地研修なども含め企画を立案し、当日の運営を行う。

③ フォーラム・交流会等の企画・運営

行政やコーディネーター、地域再生アドバイザー、外部人材及び県内多自然地域

の住民等を対象に、地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクトなどの外部人材活用や関係人口創出・拡大に係る取組みの普及、意識醸成に資する事例発表・交流会を企画、運営する。(参加者定員 100 名程度、神戸市内での開催を想定)

(3) 関係人口創出・拡大支援事業（お試しパッケージ支援）

県内で新たに関係人口創出の取り組みを進めていきたい考える地域に対し、次の活動に必要な経費の一部を支援する「お試しパッケージ支援」を運営する。1 地区の上限支援額は、税込み 20 万円とし、支払い事務、利用用途の調査等を踏まえパッケージ支援の検証として問題と課題、改善点等をまとめること。

(お試しパッケージ支援対象経費)

- ・コーディネーター派遣、専門家派遣
- ・ワークショップ経費
- ・地域課題の整理、地域ミッション（計画）の策定
- ・お試し参加者への交通費・旅費
- ・SNS 発信
- ・チラシ作成・印刷費
- ・イベントに必要となる資材等の購入
- ・その他関係人口創出・拡大に必要と認められたもの（発注者との協議により事前に認められたもの）

(4) 民間サービス連携事業

県内外の新たな関係人口の獲得に向けて、Z 世代や企業等の参画を促すため、民間の技術やノウハウ、ネットワーク、企画力、集客力等を活かした先導的な関係人口創出・拡大の実践モデルとなるイベントや連携活動の企画・実施を行う。

ア 民間サービスを活用関係人口創出拡大実践モデル①

- ・開催時期 8 月～10 月（合宿 2 泊 3 日、報告会開催 1 回）
- ・開催場所 洲本市内
- ・参加者数 定員 15 名程度
- ・企画内容 首都圏と関西圏の Z 世代である大学生を対象に、地域資源を活かした持続可能な関係人口の創出・拡大につながるプログラムの策定・実施・実証
- ・作業内容 企画立案、時期の調整、会場手配、参加者募集チラシ作成、WEB 掲載・審査、参加者との調整、謝金・交通費支払い、事前準備、当日運営、当日準備物の手配、発信力のある民間 WEB サイトにおいて実施結果の情報発信等

イ 民間サービスを活用関係人口創出拡大実践モデル②

- ・開催時期 9 月～11 月（計 3～4 日）

- ・開催場所 未定（淡路地域以外を想定）
- ・参加者数 定員15名程度
- ・企画内容 プロボノ、クリエイター、歴史文化の地域学習、ツーリズム、地域産業発展などをテーマ・活用し、地域課題を解決や移住促進、次世代の人材育成などにつながるプログラムの策定・実施・実証
- ・作業内容 企画立案、時期の調整、受け入れ地域との調整、会場手配、参加者募集チラシ作成、WEB掲載・審査、参加者との調整、謝金・交通費支払い、事前準備、当日運営、当日準備物の手配、

6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

7 支払条件等

県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。

8 仕様の確認

本事業の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県、関係者との連携のもと、円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

9 業務打ち合わせ

本業務に係る打ち合わせの時期及び回数などについては、主として次による。なお、ひょうご多自然地域づくりネットワーク会議の外部人材活用プロジェクトチーム会議に参加し、そこでの意見やアドバイスを踏まえ、県と実施内容の方向性を確認しながら、順次業務を実施すること。

- 初 回 : 作業着手時（1回）
 中 間 : 作業実施中（5回）
 最 終 : とりまとめ段階（1回）

10 成果品の提出

成果品は次表によるものとする。

成果品名	内 容	部数等	備 考
報告書等	① 業務報告書 ② 上記報告書のデータ（再編集可能なデータ）	1部 1部	

- (1) 製本上の分冊・合冊については、協議のうえ内容の区分を配慮して行うものとする。

- (2) 成果品については、別途指示する期日・場所等に提出するものとする。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年 10 月 9 日兵庫県条例第 24 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

12 事業実施上の留意点

(1) 事業の履行

受託者は、事業の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 信頼性及び安全性の確保

受託者は、事故及びデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(5) 再委託

受託者は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

また、受託者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、その必要性及び契約金額等（以下「再委託等に関する事項」という。）について記載した書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、受託者は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

(6) 実績報告書の提出

受託者は事業の終了後、実績報告書（業務報告書）を提出する。

(7) 成果品の利用

事業で得られた著作物等の成果品の所有権、著作権、利用権は、全て委託者に帰属する。委託者は、成果品を期間の制限なく、無償で、自ら使用するために必要な範囲内で公開し、放送するなど、随時利用できることとする。

(8) その他

受託者は、この仕様書に記載のない事項や事業の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。